

長生村中小企業等物価高騰対策支援金

原油価格や物価高騰の影響を受ける村内の中小企業者等を支援するため支援金を給付します。

支援金

1事業者あたり **5**万円

※申請は1事業者につき1回限りです。

本支援金と長生村農業者緊急支援事業補助金と両方を申請することはできません。

申請期間

令和4年10月3日(月)~令和4年12月23日(金)【当日消印有効】

対象要件（主なもの）

対象要件をすべて満たすことが必要

- (1) 中小企業者で、申請日時時点で長生村内に本店又は主たる事業所があり、事業を継続しており、引き続き長生村内で事業を継続する意思がある。
- (2) 村税等を完納している。（令和4年9月30日納付期限到来分）
- (3) 暴力団、暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない。
- (4) 事業内容が公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがなく、事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している。

※その他要件等の詳細は、申請要領をご覧ください。

申請方法

郵送（簡易書留など追跡可能な方法を推奨）

持参の場合は長生村役場産業課まで

申請要領・書類の入手方法

- (1) 村ホームページからダウンロード
- (2) 長生村役場産業課で入手

申請時に必要なもの

- (1) 長生村中小企業等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書
- (2) 長生村内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であることを確認できる書類（確定申告書等）※詳細は、申請要領をご覧ください。
- (3) 誓約書
- (4) 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し）
- (5) 本人確認書類の写し（運転免許証等）※個人事業者のみ

郵送先・問い合わせ

〒299-4394 長生村本郷1番地77

長生村役場 産業課 中小企業等物価高騰対策支援金 申請受付 宛

電話 0475-32-2114

（午前8時30分~午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）